

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和元年 10月8日	343,440 円	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	令和元年6月16日午後3時30分頃、羽曳野市駒ヶ谷148番地の羽曳野市営駒ヶ谷駅駐車場において、公用車を出庫するために後退させた際、公用車が駐車する区画と通路を隔てた向かいの区画に駐車されていた相手方車両の後方部に公用車の左後方部が接触し、相手方車両を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和元年 10月21日	174,900 円	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	令和元年9月1日午後2時10分頃、羽曳野市役所庁舎前の駐車場において、通路を通行していた公用車の右側面と駐車区画から出庫するために前進した相手方車両の前面が接触し、両車両が損傷したもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を30%、相手方を70%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し事故に関する一切の損害賠償金として435,050 円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。